2017 (平成29) 年度 岡山市予算編成要求書

一憲法を活かし、くらし・健康・福祉最優先の岡山市を一

日本共産党岡山市議団

(目次)

教育長重点要求 3 政策局 4 総務局 4~6	
総務局 4~6	
危機管理室 6	
市民協働局 6~8	
市民生活局 8~9	
財政局 9~11	
保健福祉局 11~17	
岡山っ子育成局 18~22	
環境局 22~24	
経済局 24~26	
中央卸売市場 26	
都市整備局 26~29	
下水道河川局 29~30	
水道局 30	
消防局 30~31	
教育委員会 31~36	
監査事務局 36	
選挙管理委員会 36-37	
(資料) 38~	

岡山市長 大森 雅夫 様

日本共産党岡山市議団 団長 河田 正一

<重点項目>

- 1. 国民健康保険について、市民の負担軽減を図ること。
- (1) 基金や国の新たな財政支援を活用して、保険料を引き下げること。特に、多子 世帯の保険料軽減を制度化すること。
- 2. 最優先課題である待機児童と未入園児童の解消に向けて抜本対策を取ること。
- (1) 保育士不足を解消するために、抜本的に処遇を改善すること。
- (2) 公有地や既存施設の活用などを含め、認可保育園を増やすこと。
- (3) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。
- (4)「子ども・子育て支援事業計画」を、将来予測を立てて抜本的に見直すこと。
- 3. 子どもの貧困対策を市として強化すること。
- (1) 貧困の実態を把握できる総合的な調査を行うこと。
- (2) 条例の制定及び独立した計画の策定と推進に、早急に取り組むこと。
- (3) 市独自の給付制奨学金制度を創設すること。
- (4) 生活困窮者自立支援事業の家計支援メニューを活用するなどして、児童手当の 毎月支給を検討すること。
- 4. 子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めること。
- (1) 一人ひとりの子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると考える。少人数学級を実現し、そのための正規教員の増員を図ること。
- 5. 市民福祉の向上のために、職員配置を改善すること。
- (1) 法定数及び交付税で措置するケースワーカー、保育士、保健師、消防士等について、責任を持って確保すること。
- (2) 官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」をやめ、正規職員での配置を行うこと。
- 6. 優良農地の保全を図ること。
- (1)農地転用は厳格に行い、農業委員会の同意を要件とすること。市長判断を濫用しないこと。

岡山市教育長 菅野 和良 様

日本共産党岡山市議団 団長 河田 正一

<重点項目>

1. 子どもの権利が保障される教育に転換すること。

- (1)総合教育会議において、教育の政治的中立性を確保すること。
- (2) 教育大綱には子どもの権利条約の理念、子どもの全ての権利と、その権利を守るために行政等がしなければならないことを明確にすること。

2. 子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めること。

- (1) 一人ひとりの子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると考える。少人数学級を実現し、そのための正規教員の増員を図ること。
- (2) 司書、栄養士、調理員、用務員など、学校職員の正規化を進めること。
- (3) 教員の市費移行に際し、体制の強化を図り、定数はすべて正規職員で確保すること。

3. 競争偏重の教育方針を改めること。

- (1) 全国・全市共通テストとなる全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)への 参加はやめ、市独自テスト(学力アセス)は実施しないこと。
- 4. 学区弾力化は地域コミュニティに悪影響を与えるため、廃止すること。

5. 子どもの貧困対策を市として強化すること。

- (1) スクールソーシャルワーカー (SSW) と子ども相談主事は専門性が異なる。 子どもの貧困対策として、福祉の専門家であるSSWを各学校に配置すること。
- (2) 就学援助制度において、修学旅行費は実費支給とすること。学校給食費は全額 支給すること。入学準備に関わる支給は前年度中に行うこと。さしあたって小 6時に受給している新中1生に行うこと。
- (3) 学生ボランティアの活用など、新たな形の授業外の学習支援を検討すること。

6. 特別支援学級の体制を充実させること。

- (1)特別支援学級の編成について、法の定め(学年別・障害種別に編成する)を踏まえて行うこと。少なくとも引き続く2学年以内で編成すること。
- (2) 特別支援学級へのエアコン設置は急ぐこと。

政策局関係

- 1. 地方創生交付金は市民の福祉や暮らしに役立つ施策に活用すること。
- 2. 中期計画の策定にあたっては、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。憲法・平和・人権の理念を明確にすること。
- 3. 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は、義務づけをやめるよう 国に法改正を求めること。
- 4. 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。
- 5. 市の政策審議会等は、市民の一般公募枠を設けること。委員の重複や固定化を避けること。

総務局関係

- 1.慢性的な人員不足のもとで、一部には長時間・過密労働も発生し、精神疾患も増えており、職員処遇の改善は急務である。職員が、「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」をやめ、正規職員での配置を行うこと。
- (1) 区役所や福祉関係・教育の部署を増員し、業務に見合った正規職員を配置するとともに、一人ひとりの職員の能力を活かして、市民サービスの向上に努めること。
 - ①退職不補充の中期採用計画は総括し、検証すること。その際には、在職者のメンタルヘルス、超過勤務を含む労働時間、予算執行状況などの観点を踏まえること。
 - ア) 用地担当・土木技術者・建築技術者等については、技術の継承が危惧されることから、年齢構成の不均衡を早期に解決するための採用計画をたてる こと。
 - イ) 法定数及び交付税で措置するケースワーカー、保育士、保健師、消防士等 について、責任を持って確保すること。
 - ②サービス残業を根絶し、超過勤務手当は実態どおり支払うこと。
 - ③国の不当な賃下げ圧力には屈しないこと。
- (2) 非正規職員の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをつくらないこと。
 - ①非正規が常熊化している部署では、正規職員での配置を行うこと。
 - ②時給を1000円以上にすること。

- 2. 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。
- 3. 県の滞納整理機構への職員派遣をやめること。
- 4. 市事業の受託者が下請け業者と適正な契約を結び、労働条件を市の責任で引き上げるため、公契約条例をつくること。
- 5. 職員研修は、憲法を基本に据えることを明確にすること。
- 6. 政令市の中で最も多く受け入れている国からの出向職員を減らすこと。
- 7. 職員採用にあたっては、障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、身体・知的・精神 すべての障害者の雇用を積極的にはかること。
- 8. 出先機関、外局、教員等も含め、すべての市職員のメンタルヘルスケア及びパワ ハラ・セクハラ対策を推進すること。
- (1)職員からの訴えがあった際には、必ず事実関係を調査の上、被害者の人権を尊重して対処すること。
- (2) 対応方針やマニュアルを改善すること。
 - ①客観的な調査ができるようにすること。
 - ②ハラスメントの場合の復職にあたっては、配置転換するなどやり方を改善する こと。
- 9.「岡山市特定事業主行動計画」は、毎年検証や必要な修正を行い、着実に目標達成をはかること。
- 10. マイナンバー制度について、国に廃止を求めること。
- 11. 戦争法制の廃止と集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を国に求めること。戦争 法=安保法制の発動をしないよう国に求めること。
- 12. 憲法違反の自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。
- 13. 原子力発電所(原発)を再稼動しないよう国に求めること。あわせて、原発に頼らないエネルギー計画の策定を求めること。
- 14. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税再増税は実施しないよう国に求める

危機管理室関係

- 1. 「岡山市国民保護協議会条例」に基づく武力攻撃事態を想定した訓練には、参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。
- 2. 従来の常識を超える地域的な集中豪雨が各地で発生している。地域の特性に応じた防災・水害対策を再検討し、安全対策を強化すること。必要な施設整備を行うこと。
- 3. 南海トラフ巨大地震等への対策にあたっては、常に最新の知見をもとに防災対策を見直すこと。津波の想定は基準を、朔望平均満潮位ではなく最大潮位に戻すこと。
- 4. 防災空地・避難所を市が責任をもって確保すること。とりわけ市街地中心部での対策を強化すること。
- 5. 緊急告知ラジオについて、大規模な町内会には複数配置すること。
- 6. 土砂災害の想定や対応には、産廃や残土の崩落も含めること。
- 7. 自主防災組織について
- (1) 組織率向上に努めること。自主防災組織の結成支援を強化すること。
- (2) 市の防災計画を町内会で具体化できるよう支援すること。そのために公民館に 配置されている地域担当職員を活用すること。

市民協働局関係

- 1. 政策立案に際しての市民意見の反映にあたって
- (1) 公聴会の開催を制度化すること。
- (2) パブリックコメントは、IT利用中心ではなく、実施していることの周知を徹底すること。
- 2. 非営利公益団体・市民・市がお互いに補完し、活動を推進できるように
- (1) 市民協働の核となるNPOの活動・交流拠点を整備すること。

- (2) コーディネーターの配置など、支援体制を確立すること。
- 3. 市のあらゆる審議会、各種委員会などに長期間選任されている委員がまだ多数存在していることについて
- (1) 原則として複数審議会への参加は止めること。
- (2) 専門職以外の委員ははずし、審議内容に精通した市民の声を生かす努力をすること。
- (3) 市民公募と女性委員を増やすよう努めること。
- 4. 公民館の地域担当職員について
- (1) 地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど、専門性を持った職員を配置すること。
- (2) 災害時に自力での避難が困難な住民への個別支援計画の策定にあたっては、公民館の地域担当職員が計画づくりの支援を行うこと。
- 5.「男女共同参画社会促進条例」とその計画に基づき、政策の推進をはかること。
- (1) 岡山市の女性幹部比率を抜本的に引き上げること。
- (2) 担当課をさんかくセンターに異動させることを検討すること。
- (3) 男女の差別撤廃、女性の活躍を促すためにも、自営業者の家族・女性の地位向 上のため、「所得税法 5 6 条」の廃止を国に求めること。
- 6. DV対策について
- (1) DV被害者支援を実質的に民間が担っていることを踏まえ、機能維持・人材育成できるよう予算を大幅に拡充すること。
- (2) 岡山市配偶者暴力相談支援センターについて
 - ①専任のセンター長を置くこと。
 - ②全ての相談員を正規にし、スーパーバイザーを配置するなどして、相談体制を さらに充実させること。
 - ③相談員の研修は業務として保障すること。
- (3) 24時間対応の性暴力相談支援センターを、市として設置すること。
- (4) DV性暴力被害者回復支援の拠点及び女性・子どものための中長期回復支援の 拠点を整備すること。
- (5) 学校教育・生涯教育を通じて、法及び条例・計画の啓発を行うこと。
- (6)「性暴力禁止法」(仮称)をつくるよう国に求めること。
- (7)「女性自立支援法」(仮称)をつくるよう国に求めること。
- 7. LGBTについて、当事者の人権保障のため、パートナーシップ宣言をすること。 条例を検討すること。

- 8.「犯罪被害者支援条例」について、補償金の給付金制度を速やかに設けること。
- 9. 福島原発事故の指定地域以外からの避難者支援について
- (1) 就学援助、保育料軽減、家賃補助など市独自の支援を復活させること。
- (2) いわゆる「二重生活」世帯について、生活実態が確認できた場合に、「ひとり親」とみなすよう検討すること。
- (3) 国・東電の家賃補助打ち切りの方針に対して、制度継続を要望すること。
- 10. 多文化共生の観点から、在住外国人へのサービス向上を図ること。
- (1) 岡山市と行政区の歴史、文化、産業などを紹介する多言語のパンフレットの充 実や、ホームページをニーズに合わせて充実すること。
- (2)公共施設の案内表示板は、多言語表示するとともに、平易な文章やルビを打つなど、在住外国人への丁寧な案内に努めること。
- (3) 在日外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること。
- 11. コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。
- 12. 町内会集会所建設補助金の補助率を、1/2・上限500万円に引き上げること。

市民生活局関係

- 1. 市民の視点に立った行政を行うために、夜間・休日の対応をはじめ、行政サービスの充実をいっそう前進させること。
- 2. 公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることなく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は、公民館職員に頼ることなく、 専門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。
- 3. サービス拠点への公共アクセスを充実させること。キッズコーナーを設置すること。
- 4. 消費生活センターは、体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。
- 5. スポーツ振興計画にのっとり、施設整備・環境整備に努めること。既存施設の利

用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。

- 6. 文化振興基本計画に基づき、郷土芸能・文化の振興をはかること。
- 7. 市民会館・文化ホールの建て替えに際しては、過大とならないようにすること。
- (1) 基本設計の策定にあたっては、これまでの検討内容を尊重するよう組合に求めること。
- (2) 新しい文化芸術施設の地権者への丁寧な対応を行うこと。
- 8. 文化芸術のイベント開催について
- (1) 開始から10年を迎える「おかやま国際音楽祭」について、目的や効果を検証 すること。
- (2)「岡山芸術交流」や「岡山市芸術祭」など、名称や内容が類似しているイベントが複数ある現状にかんがみ、目的の整理や所管の統一を検討すること。
- 9. 新斎場建設にあたっては、現在の富吉候補地での強行をしないこと。
- 10.全ての未使用市営墓地の返還にあたっては、使用料を還付すること。
- 11. 深夜の花火規制条例を検討すること。

財政局関係

- 1. 消費税率10%の中止を求め、財源は軍事費にメスを入れ、特に思いやり予算を 廃止し、大企業・資産家の減税をやめさせ、応分の負担を求めることで確保する よう国に求めること。
- 2. 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を負担するよう国に求めること。
- 3. 地方交付税の削減手法であるトップランナー方式の中止を国に求めること。
- 4.繰り上げ償還にペナルティを課さないよう国に求めること。
- 5. 政令市移行に伴って市負担が増やされた単県事業の県負担分の増額を県に求めること。

- 6. 臨時財政対策債ではなく地方交付税として満額交付するよう国に求めること。
- 7. 消費税は低所得者ほど負担の重い不公平税制であり、消費税増税分を市の公共料金に転嫁しないこと。
- 8. 財政健全化のために元金返済額を上回る起債は行わない方針に立ち返ること。
- 9.「公共施設マネジメント」について、強引な施設統廃合は行わないこと。
- 10. 市有施設の管理運営について
- (1) 直営を基本とすること。
- (2) 指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを明確にし、市民サービスを低下させないこと。
- (3) 指定管理の点検・評価は、行政や業者だけでなく、市民も参加して行えるよう 検討すること。
- 1 1. 岡山市北区の本町8番地区及び平和町1番地区に係る固定資産税の超過税率の 適用は止めること。
- 12. 入札制度の改善について
- (1)総合評価制度を見直し、地域貢献度の配点を大幅に増やすこと。
- (2) 市が発注する官公需において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るため、公契約条例を制定すること。
- (3) 一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、 一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。
- 13. 小修繕業者登録制度の対象を50万円未満に拡充し、関係各課に周知をすること。
- 14. 市の遊休地・未利用地及び岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地について
- (1) 福祉・教育分野に有効活用すること。
- (2) 処分方針を決定するにあたっては、売却ありきではなく、十分な市民的議論を行ってから決定すること。
- (3) 天神町の旧後楽館中学・高校跡地については、売却方針を見直すこと。
- 15. 税や料金の徴収にあたっては、減免制度の周知や分割納付の相談に応じるなど、 市民の生活実態に即した徴収を行うこと。人権侵害とならないよう注意するこ と。そのために職員の数を増やすこと。

- 16. 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。
- 17. 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答 弁に基づいて、早期に公有化を具体化すること。
- 18. 市有施設は新々耐震基準を満たすこと。

保健福祉局関係

1. 平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会に参加する岡山市にふさわしい平和行政をすすめること。

平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ・核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

- 2. 平和行政について
- (1) 平和行政を専管する部署を設けること。
- (2) 岡山空襲展示室を充実させること
 - ①現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
 - ②市民協働で運営できるよう運営委員会の設置、ボランティアガイドなどを組織すること。
 - ③シティミュージアムと一体に企画、管理するため市民局に移管すること。
 - ④平和教育でのホール利用を無料とすること。
 - ⑤展示室の活用や教育現場などに資料を貸し出す事業の啓発を強化すること。
- (3)戦争・戦災遺跡の保存・伝承に努めること。
 - ①各学校・園、公民館などで啓発を行うこと。
 - ②説明板の改善・保全・増設をすること。
 - ③戦災死者追悼のため、氏名を彫った平和の礎を建立すること。
 - ④市有地にある戦災遺跡を整備すること。
- (4) 中国残留日本人孤児の日本語教育への財政的援助を継続・充実させること。
- 3. 高齢者福祉の充実のために
- (1)介護保険制度改定後の負担実態を市として把握し、国に改善を求めること。
- (2) 岡山市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けて、実情をつかみ、 値上げ回避に最大限の努力を払うこと。本人の収入を基本とした保険料の減免

制度を拡充すること。

- (3) 介護従事者が安心して働くために
 - ①給与を含めた労働条件が改善されるよう国に強く求めること。
 - ②障害者・自立支援者などの就労受入をしている法人に対して支援制度を拡充す ること。
- (4)総合事業について
 - ①サービスの質を落とさないために、介護職員の処遇、研修の向上に市としても 務めること。
 - ②利用者を緩和されたサービスに誘導しないようケアマネージャー等に周知する こと。
- (5)特別養護老人ホームは、建て替えも含め増床に努めること。要介護度2以下で も実情に応じて入所対象とすること。
- (6) 特養入所にあたっては、市として独自の制度創設も含め、低所得者を締め出さないこと。
- (7)特養で障害者就労・自立支援者就労などを受け入れている法人に対して、援助制度を市独自で拡充すること。
- (8) 通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策をとること。
- (9) 利用料算定の所得に非課税所得は含めないようにすること。利用料の負担増は止めること。
- (10) 保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、 入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。
- (11) 要介護認定について
 - ①介護保険の申請は必ず受け付けること。特に、がん患者の認定は迅速にすること。
 - ②65歳未満のがん患者について、末期がんに限定しないこと。
- (12) すべての福祉区に介護予防サービスセンターを設置すること。
- (13) 安心して在宅介護ができる地域包括ケアシステムの確立のために
 - ①小学校区単位で拠点整備することに市が責任を持ち、期限を切って進めること。
 - ②多職種連携会議を中学校区単位で確立すること。
 - ③24時間地域巡回型訪問サービスを拡充すること。
- (14) 地域包括支援センターについて
 - ①センターの存在と役割の全市民への周知を徹底すること。
 - ②介護、保健福祉など複合した相談への対応力を高めるため、分室の専門職員を 増やし、機能強化をはかること。
- (15) 高齢者虐待への対応システム(相談窓口・緊急一時保護など)を整備・拡充し、 市民に啓発すること。
- (16) 高齢者施設での虐待未然防止のために、抜き打ちの立ち入り検査を行うこと。

検査結果を公表すること。

- (17) 在宅高齢者介護支援金の対象者を拡大するなど、在宅介護する家族への支援を 拡充すること。
- (18) 小規模多機能型事業所について
 - ①介護報酬改定の影響を市として明らかにすること。
 - ②十分に成り立つ介護報酬制度に改善するよう国に求めること。
 - ③サテライトを柔軟に運用できるよう、国に改善を求めること。
- (19) 岡山市社会福祉協議会(社協)との連携について
 - ①市として社協の位置づけを明確にすること。
 - ②「ふれあい・いきいきサロン事業」は補助対象を広げ、増額すること。
- (20) 緊急通報システムについて、昼間に一人になる高齢者のいる世帯にも対象拡大すること。
- (21) 常時おむつを利用している高齢者のいる非課税世帯への助成を独自事業として 行うこと。
- (22) 介護給付費の住宅改修事業の償還払いをやめ、現物給付にするよう国に求めること。

4. 認知症対策について

- (1) オレンジプランについて、数値目標を含めた具体的な計画を持つこと。
- (2) 認知症サポートリーダーを中心に、サロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。
- (3) 認知症カフェについて
 - ①数値目標を立てるなど、拡充を進めること。
 - ②認知症地域支援推進員をすべての包括センターに1人以上置くこと。
 - ③気軽に相談できる認知症サテライト相談の回数を増やすこと。

5. 後期高齢者医療制度について

- (1) 国、広域連合へ以下のことを働きかけること。
 - ①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。
 - ②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、引き上げに反対し、引き下げに取り 組むこと。年金天引きをやめるよう国に求めること。
 - ③医療費負担の引き上げをしないよう国に求めること。
 - ④特定健診の制限をやめるよう国に求めるとともに、健診は無料とすること。
- (2) 市として免除制度をつくること。
- (3) 引き続き、岡山市では資格証明書を発行しないこと。
- 6.70歳~74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

- 7. 国民健康保険について
- (1) 基金や国の財政支援を活用して、保険料を引き下げること。
- (2) ペナルティを直ちにやめるよう国に強く求めること。
- (3) 薬価引き下げを国に強く求めること。
- (4) 国庫負担の引き上げを求めること。
- (5) 減免制度等について
 - ①保険料の申請減免制度を拡充すること。
 - ②医療費負担の軽減制度を拡充すること。
 - ③減免制度の種類や申請方法などについて、「国保のお知らせ」やホームページ等 を見れば理解できるように、分かりやすく記載すること。
 - ④減免や分割納付の相談に丁寧にのること。
- (6) 多子世帯の保険料軽減を制度化すること。
- (7) 国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保 険証の交付をやめること。
- (8) 国保料未納者の実態把握のため、時間外・休日等の納付相談や訪問・面接など、 細かい対応ができるよう職員を増員すること。
- (9) 特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。
- (10) 国保の広域化にあたって
 - ①値上げをしないこと。
 - ②これまでの市の制度や事業をすべて継続し、拡充すること。
- (11) 緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること。もしくは現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。
- (12) 国保運営協議会委員の公募枠をつくること。
- (13) 生活保護基準以下で暮らす方の差し押さえは命にかかわるのでやめること。
- 8. 無料低額診療制度について
- (1) 市民に広く知らせること。
- (2) 市独自に実施事業所への補助を行うこと。
- (3) 市独自に薬代も無料低額制度の対象とすること。
- 9. 県下最低レベルの子どもの医療費無料化制度を早急に改善すること。
- (1) 通院も中学校卒業まで拡充すること。
- (2) 国に対し、子どもの医療費無料化の拡充を求めること。
- (3) 県に対し、扱いを他市町村と同様にするよう求めること。
- (4) 小学生の通院自己負担を1割にしたことの検証を行うこと。
- 10. 不妊治療の補助制度を市独自で上乗せ拡充すること。

- 11.「健康市民おかやま21」の中間まとめにあたっては、達成状況を明らかにし、 啓発も兼ねて、シンポジウム等市民的議論を行うこと。
- 12. 改正自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。
- (1) 市民対応窓口に、ゲートキーパーを配置すること。
- (2) 市として24時間対応ができるよう体制強化を図ること。
- 13.「歯と口腔の健康づくり条例」を踏まえ、県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を、市としても計画し、実施学校を増やすこと。
- 14. 受動喫煙防止に向けた法整備の検討が進んでおり、市においても外国人観光客の受け入れ強化を図っている現状にかんがみ、以下を実施すること。
- (1) 市有施設では建物内の禁煙を徹底すること。
- (2) 本庁舎入り口付近での喫煙禁止を徹底すること。
- (3) 駅前広場の喫煙スペースを移転または完全分煙すること。
- (4) 路上喫煙禁止区域を広げること。
- 15. HIVをはじめとする感染症予防のために。
- (1) 感染者のバックアップ体制をつくること。
- (2) 性感染症予防について、啓発をすすめること。
- 16.「がん対策推進条例」に基づき、総合的にがん対策を推進すること。
- (1) 早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。
 - ①特に女性のがん健診率を引き上げること。
 - ②胃がん検診を毎年に戻すこと。
 - ③70歳以上の肺がん検診を無料に戻すこと。
- (2) 相談支援センターの周知を行い、市民の活用をしやすくすること。緩和ケアの 啓発や周知をすすめること。
- (3) 弾性衣料やかつらなど、市として経済負担軽減策をとること。
- (4) がん対策予算を増やし、医療制度改善を国に求めること。
- (5) 障害者年金の受給対象となる可能性のあるがん患者に制度を周知すること。
- 17. 障害者福祉の充実をはかること。
- (1) 国と訴訟団・支援団体で結ばれた基本合意文書に沿った福祉法に改正するよう国に求めること。
- (2) 障害者総合支援法の応益負担の撤回を国に求めること。
- (3) 障害者差別解消支援地域協議会は、当事者を公募すること。

- (4) 精神科医療の自己負担への助成制度を設けること。特に低所得者への助成制度を設けること。
- (5) 更生医療・育成医療の自己負担への助成制度を設けること。在宅酸素療法患者 の医療費助成について検討すること。
- (6) 地域生活へ移行する観点から、グループホーム制度を推進すること。施設の確保に努めること。
- (7) 重度障害者の医療費を無料化すること。
- (8) 障害者の保護者の就労支援のために
 - ①18歳未満について、時間と日数を拡充すること。
 - ②18歳以上についても、日中活動系のサービスを利用できない障害者がいる実情も踏まえた上で、同様の日数を利用できるようにすること。
- (9) 福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。 助成の基準を本人所得に改めること。
- (10) 障害者雇用について。
 - ①精神障害者や知的障害者を含め、雇用を促進させること。
 - ②そのための条例を制定すること。
- (11) 保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を抜本的に 増やし体制を確保すること。
- (12) 障害者自立支援法のサービスを受けている方を、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。
- (13) 障害者が65歳を超えても従前のサービスを受けられることを周知すること。 特に、既に65歳以上の方には個別に周知徹底すること。
- (14) A型作業所の実態を把握すること。問題のある事業所は是正させること。
- 18. 生活保護行政の充実をはかること。
- (1) 生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、申請の意思を尊重し受理すること。
- (2) 加算や扶助の減額、控除の廃止などの生活保護基準改悪を元に戻し引き上げるよう国に求めること。
- (3) 福祉事務所のケースワーカーは、担当数を1人80ケース以下となるよう増員し、申請者や受給者への対応を改善すること。
- (4) 住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。
- (5) 異常気象への対応として、夏季加算を検討すること。
- (6) 生活保護申請中の医療機関利用について、引き続き制度説明を徹底すること。
- (7) 受給者の親族が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを積極的に知らせること。
- (8) 車の資産活用については、家族の病状や仕事の条件などを考慮して柔軟に対応すること。

- (9) 弱者が対象となる貧困ビジネス等について、ケースワーカーによる訪問を充実 させるなどして実態を把握するよう努めること。
- 19. 生活困窮者対策のために予算を増やし、対応を強化すること。
- (1) 生活困窮者支援は、きめ細かい対応ができるよう実績・実態を勘案して事業主体を選定すること。
- (2) 全ての福祉区に「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置すること。
- 20.動物愛護法に基づく啓発を行い、殺処分ゼロをめざして、適正な動物愛護行政を進めること。
- (1)動物虐待防止の観点から、ブリーダーへの実効ある規制を盛り込んだ条例をつくること。
- (2) 地域猫活動の普及啓発を図ると共に、制度を使いやすいものに改善すること。
 - ①全市的なニーズ調査を行い、予算を拡大すること。
 - ②個体の申請を事後にできるようにすること。
 - ③2年間の期限を撤廃すること。
 - ④公園など市有施設を開放すること。
- (3) 譲渡を促進する団体等との連携を強めること。
- 21. 無年金者が生じないように最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。
- 22. 放射性物質について
- (1) 環境中の放射性物質について測定し、数値の公表を継続すること。
- (2) 市民が借りることのできる放射線測定装置を購入すること。
- 23. 地方独立行政法人化後も市民病院は、地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。市は設立団体として以下について要望すること。
- (1) 救急かどうか、所持金があるかどうかを問わず、市立の病院として断らない医療を今後も堅持すること。
- (2) 無料低額診療を行うこと。
- (3) 24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
- (4) ハイリスク妊産婦への対応を強化すること。
- (5) 病児・病後児保育に取り組むこと。
- (6) 発達障害児の療育の一翼を担うこと。
- 24. 旧市民病院跡地については、地元住民との協議会を立ち上げること。

岡山っ子育成局関係

- 1. 「岡山っ子育成条例」について
- (1)子どもの権利条約に書かれている、子どもの全ての権利と、その権利を守るために行政等がしなければならないことを条例で明確にすること。
 - ①「子どもの最善の利益」を擁護することを明記すること。
 - ②「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」など主な子どもの権利を明記すること。
- (2) 子どもの権利条約全文をすべての子どもに配布すること。

2. 保育園について

- (1)最優先課題である待機児童と未入園児童の解消にむけて、公有地や既存施設の 活用などを含め、認可保育園を増やすこと。
- (2) 市立幼稚園の空き教室は市立保育園の分園として活用すること。
- (3) 待機児童の抜本的解決を図るため、以下について国に求めること。
 - ①施設整備のための財源を引き続き確保すること。
 - ②公立園への財政措置を行うよう求めること。
- (4)「子ども・子育て支援事業計画」を将来予測を立てて抜本的に見直すこと。
- (5) 保育料について
 - ①公定価格の1号との格差を是正し、保育料の保護者負担(2・3号)を減らすよう国に求めること。
 - ②市独自で、標準・短時間の料金を統一すること。保護者負担を減らすこと。
 - ③第3子以降の保育料は完全無料化すること。
- (6) 保育施設について
 - ①小規模保育は、A型のみとすること。
 - ②営利企業の参入をさせないこと。
- (7)全ての保育施設で給食の直営自園調理を守ること。外部搬入をしないこと。
- (8) 認可園で多面的な保育要求にこたえること。特に公立園に置いてはセーフティーネットとしての役割に鑑み、延長、一時、夜間・休日などの
- (9) 発達障害などの子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。
- (10) 障害児は、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医など の証明により、保育の必要があるとして受け入れること。
- (11) 私立認可保育園への公的責任について
 - ①保育運営費の引き上げを求めること。
 - ②家庭支援推進担当や障害児対応の保育士を配置すること。

- (12) 保育園入園申請に関して、離婚調停中も「ひとり親」とみなすこと。
- (13) 行政による基準やチェックのない企業主導型保育によって待機児童等の解消をはからないこと。

3. 保育士について

- (1) 抜本的な保育士不足を解消するために、処遇を改善すること。
 - ①全産業平均から大きく落ち込んでいる賃金について、市独自の上乗せを行うこと。
 - ②市の臨時保育士を正規化すること。もしくは、短時間正規の制度を創設するなどして、昇給・継続性・社会保険などを安定させること。任期付の雇用形態はとらないこと。
 - ③保育士・保育所支援センターを充実させること。
 - ④国に対して、保育士の処遇の抜本改善を求めること。
- (2) 保育士の配置についてはさらに水準を上げること。保育士の資格者にかかわる 規制緩和をこれ以上行わないこと。
- (3) 保育士の置き換えではなく、全ての保育園に看護師を加配すること。
- (4) 市立保育園の保育士確保は、正規職員比率をせめて70%に引き上げること。 育休代替分は新規採用数と別枠にする約束を守ること。
- (5) 保育士の労働環境(休憩、年次有給休暇、週休2日など)を改善すること。

4. 岡山市の就学前教育・保育について

- (1) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。
- (2) 市立認定こども園について
 - ①これ以上、市立認定こども園を増やさないこと。
 - ②先行園について、幼稚園と保育園のクラスは分けること。
 - ③教職員の処遇に格差を作らないこと。
 - ④保育料に格差を作らないこと。
 - ⑤保護者や地域の意向を無視して強引に進めないこと。
- (3) 幼稚園での3歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やすこと。
- (4) 保育提供区域を小学校区単位に改めること。

5. 子育て支援事業について

- (1) 認可外保育施設への補助金を増額すること。あわせて、認可園になるための援助について、市から能動的に働きかけ、1園でも認可園を増やすこと。
- (2) 病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。
- (3) 地域子育て支援拠点について
 - ①中学校区に1つ配置すること。

- ②活動の実態を要綱に基づいて精査すること。実態のないセンターは廃止し、新たに公募すること。
- 6. 学童保育(放課後児童クラブ)を充実するために
- (1) 放課後児童クラブ事業の実施に当っては、児童の発達を保障するという理念を明確にし、施設基準、放課後児童支援員の処遇や体制などの引き上げに努めること。
- (2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室は本来異なるものであり、一体化を行わないこと。
- (3) 運営体制について
 - ①施設基準や放課後児童支援員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。
 - ②会計・実務は市が責任を持って行うこと。
 - ③専任の課を設置すること。課付けの放課後児童支援員を確保し、市の責任で各 クラブの緊急時や産休代替など派遣できるようにすること。
 - ④保育料を市内同一にすること。保育料減免制度をつくること。
 - ⑤開所時間に市内同一基準を設け、延長保育、土曜保育を標準化すること。
- (4) 施設確保にあたって
 - ①しっかり予算を確保し、執務室や障害児対応の部屋を設けること。1人当たりの面積基準は保育スペース以外を含めずに最低1.65㎡から1.96㎡に改めること。努力義務とせず実行すること。
 - ②71人以上の大規模放課後児童クラブは、40人程度の支援単位ごとに完全な 分割をすすめること。
 - ③小学校の空き教室、幼稚園の空き教室などの公的施設を優先的に利用し、拡充 すること。
- (5) 支援員の質向上にむけて
 - ①放課後児童支援員は、研修を充実するなど、質の向上を図ること。
 - ②補助金等を処遇改善に活用できるよう、支援を強化すること。
 - ③障害児への対応について、支援員への研修を強化すること。作業療法士など専 門職の支援を受けられるようにすること。
- (6) 学校耐震化工事に際しては、代替施設を確保すること。
- 7. 発達障害者支援センター「ひかりんく」について
- (1)診断、療育の機能を付加すること。
- (2) 医師や発達相談員など専門職を正規で配置すること。
- (3) 広いところに移転し、市全体の拠点機能を担うこと。
- 8. 発達障害等を早期発見できる就学前の5歳児検診体制をとること。

9. 子どもたちの多様な外遊びを保障する観点から、プレーパークの場所を増やしたり、継続的な活動ができたりするよう、支援を拡充すること。

10. 仁愛館について

- (1) 老朽化した施設を建て替えること。旧館も建て替え、自立支援の拠点とすること。
- (2) 夜間休日の警備体制を人的配置で強化すること。
- (3) 入居者の自立支援機能を長いスパンで充実させること。そのために必要な市民団体との連携を図ること。

11. 児童福祉の充実について

- (1) こども総合相談所について
 - ①児童福祉司・児童心理司・保健師、子ども相談主事などの専門職を正規で抜本 的に増員すること。
 - ②夜間休日にも専門的な対応ができるよう体制を充実させること。
- (2) 児童自立支援ホームの施設や事業への補助を抜本的に拡充すること。
- (3) 里親制度の拡充をすること。
 - ①市として、社会的養護の必要な子どもに対する里親率を高めるための方針と計画を持つこと。
 - ②里親支援専門相談員の増員を進めるとともに、質の向上につとめること。
 - ③里親登録後、マッチングや相談体制の充実など、実際に里親になるまでの支援 を強めること。

12. 善隣館について

- (1) 現地にこだわらず建て替えを早急に行うこと。
- (2) 体制は、国方針に基づいて、少人数のファミリーホーム型を基本とすること。 職員について、増員を図ること。
- 13. 子どもの貧困対策を市として強化すること。
- (1) 市として以下のことに早急に取り組むこと。
 - ①貧困の実態を把握できる総合的な調査を行うこと。
 - ②条例を制定すること。
 - ③独立した計画を立てて対策を推進すること。
 - ④担当課を設置し、全庁的に取り組む体制を強化すること。
- (2) 生活困窮者自立支援事業の家計支援メニューを活用するなどして、児童手当及 び児童扶養手当の毎月支給を検討すること。
- (3) 中学校区単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置すること。
- (4)福祉側のコーディネーターとしてのスクールソーシャルワーカーを各学校に置

くこと。

- (5) 学習支援は、対象を小学生および就学援助受給世帯にも広げること。
- (6) 子ども食堂への支援を行うこと。
- 14. 対象者や使用期間が限られていることから、ニーズをふまえ3人乗り自転車を低額で利用できる制度を研究すること。(育成局へ移動、子育て支援)

環境局関係

- 1. 産廃行政について
- (1) 県外の産業廃棄物が市内に多量に持ち込まれていることに対し、抑制の仕組みを強化すること。
- (2)「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」について、計画提出以前の段階からの住民と事業者や行政との間での紛争に関する規定を盛り込むこと。あわせて、違反者への罰則をより強化すること。
- (3) 稼働中の施設に対しては、立ち入り監視・調査・指導を抜き打ちも含め、より厳重に行うこと。
- 2. 水源地保全のために
- (1) 水源地には産廃処理施設などを設置できないように、位置規制を盛り込むなど 「廃棄物処理法」の改正を国に求めること。
- (2) 市独自で「水源地保全条例(仮称)」を制定すること。
- 3. 地球温暖化など環境破壊に対応して、循環型社会の啓発・推進をすすめること。 そのため市民が環境に関心を持ち、守る立場に立って市民とともに活動できるよう啓発をすすめること。
- 4. 太陽光発電・小風力発電・小水力発電など、再生可能エネルギーの利用促進のための啓発をすすめ、国の助成制度の新設・拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を拡充すること。
- 5. 電力の安定供給と地球温暖化防止を口実に、電気料金等の庶民負担を増やさないよう、国に求めること。
- 6. 現行のエネルギー課税について、環境税はCO2排出量を考慮した排出企業負担となるよう国に制度改正を求めること。

- 7. 福島原発の廃炉費用を新電力の料金に上乗せしないよう国に求めること。
- 8. 木質系事業ゴミをエネルギー資源と位置付けることを検討すること。
- 9. 家庭ごみ対策について
- (1) 市民のごみ減量化への意識と実践を高めていくために
 - ①学校教育や市民教育を強化すること。
 - ②各種のインセンティブを検討、実施、強化すること。
- (2) ごみ処理基本計画の見直しに際しては、焼却中心のごみ対策を改め、プラスチックの再資源化を行うこと。「ゼロエミッション」を基本に、4Rなどの分別・ 資源化を徹底して、ゴミ減量化を加速させること。
- (3) ごみ有料化を再検討し、無料に戻すこと。
- 10.「ふれあい収集」は希望する高齢者・障害者に対象を拡大すること。
- 11. 粗大ごみについて、無料でのステーション収集を年に1回程度は行うこと。
- 12. 事業系ごみについて
- (1) 増量している原因を精密に調査し分析すること。
- (2) 分別を徹底し、減量化をはかること。
- (3) 収集許可事業者の指導を行うこと。ごみの検量は厳正に行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、不正を許さないこと。
- 13. ごみ処理広域化基本計画について、域内処理を基本に見直すこと。
- 14. 拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。過剰包装の抑制など市内業者にも働きかけること。
- 15. し尿浄化槽の清掃・維持管理について、回数などを適正にするように市の指導を強めること。
- 16. 他市ではほとんど実施されていない合特法による事業は廃止すること。
- 17.「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続き、オオタカ等絶滅危惧種に指定されている生物、希少生物であるスイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に、実効ある対策をとること。
- 18. 低周波公害、騒音・振動、電磁波、煙、悪臭などへの対策及び発生抑制に対し、

保健福祉局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。住民の生活環境を 守る観点で、市環境保全条例を抜本的に強化すること。該当する事業者が地元住 民に説明責任を果たすよう指導すること。

- 19. 海底ゴミについて
- (1) 市民に啓発と教育をすすめること。
- (2) 海底ゴミにつながる河川・水路への投棄防止・清掃を行うこと

経済局関係

- 1. 食料自給率向上に努めること。
- 2. 優良農地の保全について
- (1)農地転用は厳格に行い、農業委員会の同意を要件とすること。市長判断を濫用しないこと。
- (2) 市街地における農地を保全できるような税制をつくるよう国に求めること。
- 3. 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。
- (1) 兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。
- (2) 農業を支える担い手として、若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも拡充すること。
- (3) 営農指導や6次産業化を推進するために、農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市としても新設すること。
- (4)「おかやま有機無農薬農産物」認証制度を市として有効活用し、ブランド力を高めるよう取り組むこと。
- 4. 地産地消を基本に、米・地場産物の消費拡大を進めること。
- (1) 市内産米粉製品の普及をはかること。目的に合った製粉機を導入すること。米製粉事業を支援すること。
- (2) 地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
- (3) 地産地消の推進として、学校給食での地元産食材の割合を高めるよう、更なる環境を整えること。
- (4) 米・野菜など安全な食材が提供できるよう、有機・無農薬栽培講座の開設など 環境保全型農業の推進をすること。
- (5) 郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。必要な素材提供をする生産者を育成すること。

- 5. 土地改良事業については、必要性を精査すること。
- 6. 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。それにより、土地改良区賦課 金の二重払いは解消すること。
- 7. 農業用水路の改修は、環境保全の視点で生態系を考慮した工法で行うこと。
- 8. 全国的に見ても多数の転落事故が発生している現状に鑑み、農業用水路の安全確保に取り組むこと。
- 9. 多面的機能支払制度の啓発を十分に行うと共に、事務的支援を市として行うこと。
- 10. 防災の観点から、ため池改修を急ぐこと。管理できないため池は廃止すること。
- 11. 有害鳥獣対策について
- (1) 農地保護の柵や檻への補助を拡充すること。
- (2) 狩猟に携わる人材の育成に努めること。
- (3) 処理場や加工施設を整備し、付加価値の高い商品化を支援すること。
- 12. 林業振興に取り組むこと。
- (1) 体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。
- (2) 林業振興の観点から県産材等の活用を促進すること。
 - ①公共施設に県産材の利用を促進すること。
 - ②木質ペレットなど、木材利用を具体的に進めること。
- 13. 水産業支援について
- (1)漁業の振興策をとること。
- (2) のりの色落ちに対策をとること。
- (3) カワウ対策を強化すること。
- 14. 輸入義務のないミニマムアクセス米輸入中止を国に求めること。
- 15. 国民生活に大打撃を与えるTPP協定を批准しないよう国に求めること。
- 16. 農産物の再生産可能な価格の保障、特にコメについては備蓄米を増やすなど、十分な対策を行うよう国に求めること。

- 17. 経済対策事業は、国・県の財源を伴った事業のみでなく、単独事業としても、 地元の中小企業対策、抜本的な雇用対策など思い切った予算付けをすること。
- 18. 中小企業振興について
- (1)「中小企業振興条例」を抜本的に改正し、技術開発支援・指導員・機器貸し出し・販路拡大支援など、具体的な支援策を実施できる内容を盛り込むこと。
- (2)「小規模企業振興条例」を制定すること。
- (3) 中小企業支援センターを創設し、実態調査に基づく振興策の推進をはかること。
- (4) 中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実をはかること。
- (5) 技術力を活かした特色あるものづくりを支援すること。
- (6) 福祉業界などと工業界の情報交換の機会を引き続き充実させること。
- 19. 地場企業の振興のために、住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- 20. 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興をはかること。
- (1) 特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策を 策定すること。
- (2) 空き店舗かどうかに関わらず、店舗リフォーム助成制度を創設すること。
- (3) 空き店舗対策を拡充すること。
- 21. 新産業ゾーンについては、期限終了時に売却すること。立地企業の貸付延長を認めないこと。
- 22. 不要不急な大型コンベンション施設は、建設しないこと。

中央卸売市場関係

- 1. 市民の台所である中央卸売市場については、引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。
- 2. 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを、市民にしっかり知らせること。食品への放射能検査を行うこと。特に放射能汚染の危険が高い海産物については、独自に検査し公表すること。

都市整備局関係

- 1. 市街化調整区域における開発について
- (1) 県南マスタープランの具体化にあたっては、優良農地を保全する観点で、客観性のある基準をつくること。
- (2) 市長判断を濫用しないこと。

2. 不法埋め立てに関して

- (1)「建設残土規制法」(仮称)制定を国に強く求めること。また、「岡山市埋立条例」を規制強化の方向で改正すること。
- (2) 不法な業者への対応を厳正に行うこと。
- (3)環境基準を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土について、撤去を実現させること。
- 3. 全市的交通政策を策定すること。
- (1) 市民の交通権を保障する内容とすること。
- (2) 市民的議論を行ったうえで策定すること。
- (3) 各地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の交通弱者対策を進めること。ふれあいバスの活用を進めること。
- (4) ノンステップバスについて、事業者のヒアリングを行うなどして実情に合った 補助を増やすこと。
- (5) 交通結節点であることを生かせるよう、JRローカル線の増便を働きかけること。
- 4. 吉備線LRT化の検討にあたっては、地域振興策を踏まえたものにすること。
- 5. 路面電車の岡山駅前乗り入れについて
- (1)全市的な政策の優先順位や乗り入れの経済効果、周辺への影響など様々な課題 について、シンポジウムやワークショップなど、広く市民全体を巻き込んだ議 論を行ってから乗り入れの可否を決定すること。
- (2) 費用対効果を示すこと。
- (3) 市民ニーズの高い環状化や延伸も検討すること。

6. 自転車政策について

- (1)「自転車先進都市おかやま実効戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を 促進すること。進んでいる所の教訓を検証し、遅れている所については利用者 の声を聞いて改善に努めること。路肩の違法駐車対策を強化すること。
- (2) マイカーからの転換をはかるため、パークアンドライドやパークアンドバスライド等の環境整備を進めること。
- (3) ももちゃりについて

- ①メンテナンスを十分行うこと。
- ②専用カードの発行箇所を増やすこと。
- ③ハレカによる支払も可能にすること。
- ④旅行客の利便性向上の観点から、「1日利用」や「使い切り」など多様な利用形態の設定と、それに適した簡便な手続きを検討し実施すること。
- ⑤中心市街地だけでなく、区ごとのニーズを調査し整備を進めること。
- (4) 駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。
- (5) 桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策をはかること。
 - ①張出での設置など様々な方策を検討すること。
 - ②特に東詰の取り付け部を拡幅すること。

7. 再開発について

- (1) 今進められている事業や今後生じうる事業について、将来にわたる財政負担を 十分に考慮し抑制すること。
- (2) ビルの無秩序な乱立につながらないよう抑制すること。
- (3) 特定建築者事業をはじめとする、特定の事業者を有利にする事業は行わないこと。

8. 市営住宅について

- (1) 住生活基本計画の策定に当っては、現在の戸数を減らさないこと。
- (2) 入居希望者が多いことから、老朽住宅の建て替え計画を早急に具体化すること。 使用可能な戸数を至急増やすこと。
- (3) 高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。
- (4) 入居時の保証人の条件を緩和すること。現在でも実情に合わせた対応が取れることを周知すること。
- (5) 市営住宅の指定管理者制度について、住民や関連業者の意見を聴き、自主事業 も含め、毎年検証を行うこと。
- (6) 入居者の風呂設置を全市営住宅に速やかに行うこと。
- 9. (都) 弓之町浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携をふまえた実効ある整備計画を作り、施工すること。
- 10. 空き家対策について
- (1) 担当部署をつくり、専任の職員を配置すること。
- (2) 各区役所への相談窓口設置について検討すること。
- 11. 空き家リフォーム助成制度は、使いやすいものにすること。

- 12. 木造家屋耐震診断補助制度について、新々耐震基準を満たしていないものを補助対象にすること。
- 13. 東西両中島地区は、住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。

14. 道路管理について

- (1)地元要望に対し対応が追いついていない現状にかんがみ、境界立会などの体制の拡充をはかること。
- (2) 用水の転落防止について
 - ① 危険個所の把握については、町内会だけに依拠することなく、通行者や周辺住 民のニーズを把握すること。
 - ②ニーズに見合った全市的な整備計画をたて、予算を引き続き確保すること。
 - ③白線やデリネーター、柵、ふた掛けなど様々な手法を活用した個別具体的な計画を立て、推進すること。
- (3) 点字ブロックについて、ブロック上に物を置かないよう啓発すること。破損状況を点検し、速やかに補修・交換すること。

15. 公園の整備について

- (1) 遊具について、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」 に基づいて点検し、整備すること。
- (2) 植栽の管理、広場の機能維持など、利用者が安心して使える状態を保全すること。
- 16.「屋外広告物条例」において、政治活動用屋外広告物は、許可申請から除外すること。

下水道河川局関係

- 1. 汚水処理率の向上にむけて
- (1) 汚水処理率に着目し、公共下水道のみに頼らない汚水処理計画に見直すこと。
- (2) 下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう、合併浄化槽の取り扱い事務について早急に協議し、環境局から下水道局へ移管すること。
- (3) 汚水処理対策を飛躍的に前進させるために、市としての合併浄化槽補助率・補助額を増やすこと。
- 2. 下水道使用料は引き上げることなく引き下げる努力をすること。

- 3. 不明水は、引き続き調査を行い、不明水対策に取り組むこと。
- 4. 老朽施設・老朽管の更新については、費用の見通しも含めて計画を立てること。
- 5. 8 割程度にとどまっている公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は、継続すること。
- 6. 近年のゲリラ豪雨もふまえ、浸水被害を出さないよう、内水害対策をさらに積極 的に推進すること。
- 7. 砂川・笹ヶ瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川・宮川の改修や浚渫を、県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

水道局関係

- 1. 苫田ダムからの受水について
- (1) 利水から治水への転用を促進すること。その際新たな負担が生じないようにすること。
- (2) 岡山県広域水道企業団からの責任水量を減らすこと。
- 2. 水道料金は値上げしないこと。
- 3. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。
- 4. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。
- 5. 身近な水源の保全に努めること。
- 6. 新庁舎の会議室等を他部局に開放すること。

消防局関係

- 1.整備指針に基づき増員すること。
- 2. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を

高めること。

- 3. 女性職員への配慮をすること。セクハラ事件の再発防止を図ること。
- 4. 消防団の新団員の確保、育成に努めること。処遇改善を進めること。
- 5. 防火査察を強化すること。抜き打ち査察も適宜行うこと。
- 6. 北消防署の会議室等を他部局に開放すること。

教育委員会関係

- 1. 総合教育会議において、教育の政治的中立性を確保すること。
- 2. 教育大綱には子どもの権利条約の理念を明記すること。
- (1)子どもの権利条約に書かれている、全ての子どもの権利と、その権利を守るために行政等がしなければならないことを大綱で明確にすること。
 - ①子どもの最善の利益を擁護することを明記すること。
 - ②「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」それぞれについて、 子どもにどんな権利があるかを具体的に明記すること。
- (2) 子どもの権利条約について、「過度の競争教育を改めること」など、2010 年6月の国連からの指摘を大綱に反映させること
- (3) 大綱の策定や関連する計画の見直しにあたっては、教育と社会のあり方を市民的に話し合える場を設けること。
- 3. 教員の市費移行に際し、体制の強化を図ること。
- (1) 現行の処遇を切り下げることのないよう制度設計すること。必要な財源は確保すること。
- (2) 定数はすべて正規職員で確保すること。
- 4. 子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めること。
- (1) 一人ひとりの子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると考える。少人数学級を実現し、そのための正規教員の増員を図ること。
- (2) 司書、栄養士、調理員、用務員など、学校職員の正規化を進めること。
- (3) グッドスタート事業について、県に負担を求めること。
- (4) 教員が子どもと向き合う時間を増やすために
 - ①事務負担の軽減を進めること。

- ②部活動指導の負担を軽減すること。
- ③教員のOIT及び相談体制を強化すること。
- (5) 学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。
- 5. 競争偏重の教育方針を改めること
- (1) 全国・全市共通テストとなる全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)への参加はやめ、市独自テスト(学力アセス)は実施しないこと。
- (2) 結果について、学校序列化につながるような公表は絶対にしないこと。
- (3) 教育内容がテスト対策偏重にならないようにすること。
- 6. いじめは常に発生しうるという認識に立って、以下の対策を強化すること。
- (1) いじめ相談窓口の周知を引き続き徹底すること。
- (2) 他市の施策や事例などを研究し、常に最善の対応を取れるようにすること。
- 7. 市独自の給付制奨学金制度を創設すること。
- 8. 子どもの貧困対策を市として強化すること。
- (1) スクールソーシャルワーカー (SSW) と子ども相談主事は専門性が異なる。 子どもの貧困対策として、福祉の専門家であるSSWを各学校に配置すること。
- (2) 就学援助制度の改善・充実をはかること。
 - ①現行の認定基準では社会保険料等を支払うと生活保護水準を下回る実態がある ことを踏まえ、認定基準を「生活保護基準」の1.5倍とすること。
 - ②申請、支給事務を毎月行うこと。
 - ③新入生の申請は前年度中に支給を行うこと。さしあたって小6時に受給している新中1生に行うこと。
 - ④学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう、国に要望する こと。
 - ⑤修学旅行費は実費支給とすること。学校給食費は全額支給すること。
 - ⑥国も認めているクラブ活動費、PTA費、生徒会費を支給対象とすること。
- (3) 学生ボランティアの活用など、新たな形の学習支援を検討すること。
- 9. 学校規模の見直しについて
- (1) 効率化優先に統廃合を進めないこと。
- (2) 中央小学校および足守地区の小中一体型学校において、統合の影響を住民アンケートを取るなど、学校の多面的な機能をふまえて検証すること。
- (3) 中央小学校の教室不足に早急に対応すること。児童数の見込みについて検証すること。

- (4) 廃校となった校舎について、地域活性化につながる活用策を早急に策定すること。
- (5) 31学級以上の大規模校について、分離や校舎整備を早急に行うこと。
- (6) 学区弾力化は地域コミュニティに悪影響を与えるため、廃止すること。
- 10. 教育委員会として放課後児童クラブの施設確保に積極的に協力すること。校舎の新増築に際しては場所を確保すること。

11. 平和教育について

- (1) 学校教育に、高齢化が進む戦争体験者と触れ合う機会を積極的に位置づけ、加 害の歴史、被害の歴史について、事実に基づく平和教育を進めること。
- (2) 岡山空襲の歴史を継承するためにも、「岡山空襲資料室」を積極的に活用すること。また、活用時の校外学習必要経費は、予算として確保すること。
- 12. 教職員の研修を充実させること。
- (1)独立した教育研修センターを設けること。
- (2) 教職員に対する「義務的研修制度」をやめ、自主的・自覚的研修を保障すること。研修は長期休業中に集中させるなど授業に支障のないようにすること。
- (3) 研修にあたって、合理的な理由がある場合は公共交通機関にこだわらず、自家 用車を公務使用する場合は実費を支給すること。
- (4) 免許更新制度は廃止するよう国に求めること。
- (5) 教職員の評価制度と賃金リンクをやめること。
- 13. 特別支援教育の体制を充実させること。
- (1) 特別支援学級は、対象児童・生徒が1人から設置すること。
- (2) 特別支援学級の編成について、法の定め(学年別・障害種別に編成する)を踏まえて行うこと。少なくとも引き続く2学年以内で編成すること。
- (3) 特別支援学級へのエアコン設置は急ぐこと。
- (4) 特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて学校に専任で配置すること。 定数に含めるよう国に求めること。校内委員会を充実させること。
- (5) 学校教育におけるプレジョブ制度の課題と成果を整理し、今後の導入を検討すること。
- (6) 通級指導教室の充実を図ること。
- (7) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学を保障すること。希望に応じて看護師等を 配置すること。
- 14. 不登校児童・生徒の支援について
- (1) 学校に戻るかどうかで見るのではなく、子どもの居場所を確保する政策にあら

ためること。

- (2) 適応指導教室について
 - ①全ての区に適応指導教室を設置すること。
 - ②開設時間を延長すること。
 - ③適応指導教室の指導員等を正規職員とすること。
 - ④コミュニティバスの利用を含め、ラポート牧山に通うための交通手段を確保すること。
 - ⑤子どもの「不適応」を連想させる「適応指導教室」の名称を改めること。
- (3) 市民協働の観点から、NPO等の市民団体の活動を支援すること。
- 15. 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのための相談体制や、現場復帰の個別支援体制を充実すること。
- 16. 学校・園の整備について
- (1) 冷暖房を整備すること。
- (2) トイレの洋式化を進めること。
- (3) エレベーターを設置すること
- 17. 学校給食の充実に向けて
- (1) 義務教育の一環として、給食費は無償とすること。
- (2) 給食調理員の正規確保を計画的に行うこと。
- (3) 民間委託の割合を引き下げること。
- (4) 偽装請負の疑いのある調理業務委託でなく、パート雇用も活用した直営方式に変えること。
- (5) 学校教育施設等整備基金は、民営化推進のテコにしないこと。
- (6) 大規模災害時の避難所運営に役立った自校方式を維持すること。
- (7) 学校給食の地産地消率を50%にすること。米飯給食・米粉パンなど地元産米 の消費拡大に努めること。
- (8) 調理員は、委託業者も含め研修を充実させること。
- (9) 食材の放射能測定を行うこと。
- 18.「学校徴収金の納入についての同意書」を廃止すること。
- 19. 地域協働学校の取り組みを予算化すること。
- 20. 全国に誇るシニアスクールについて、予算化すること。
- 21. 議会も全会一致で採択した私学助成の拡充を、国・県に引き続き求めること。

- 22. 市立後楽館高校は、不登校や高校中退の生徒の受け皿となるよう努めること。
- 23. 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて、実施計画を作り、施策を推進すること。
- (1) 学校司書は全て正規配置すること。
- (2) 市立図書館の司書は全て正規配置すること。
- (3) 中区及び西部地域に、早期に図書館を建設すること。
- (4) 中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。
- (5)移動図書館車を拡充すること。
- 24. 公民館について
- (1) 中央公民館としての施設整備を行うこと。
- (2)公募館長を増やすこと。特定事業主行動計画に基づき女性の登用を増やすこと。
- (3)公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと。
- (4) 旭公民館の建て替えを含め、中央中学校区への公民館を早期に整備すること。
- (5) 岡輝公民館の駐車場は、中央図書館とは位置も入口も異なる。公平性の観点から、無料とすること。
- 25. 喫煙・薬物乱用・エイズ教育、性感染症等、正しい知識を啓発すること。
- 26. 男女平等教育を推進すること。デートDVについて教育現場での啓発をすすめること。特に学校教育においては、児童虐待につながりやすい若年妊娠など、現状をふまえた性教育・いのちの教育をさらに充実させること。
- 27.「がん教育」などの健康教育を充実させること。
- 28. LGBTの児童生徒について、国の通達も含め、配慮できる学校づくりをすす めること。
- (1) 子ども用、教員用のパンフレットを独自に作成すること。
- (2) 校内に掲示するポスターを作成すること。
- (3) 全ての教職員への研修を実施する計画を持つこと。
- 29.18歳選挙権導入にかんがみ、主権者教育を位置づけること。
- 30.インターネット、スマホの適正な利用の啓発、教育を重点化すること。
- 31. 外国出身の児童生徒に対して、学校現場での日本語教育を強化すること。コー

ディネーターの配置を検討すること。保護者に対しても支援を強化すること。

- 32. 朝鮮初等中等学校へ差別を行わないこと。
- 33. 埋蔵文化財の保護・調査・検証等の予算を拡充し、その活動の成果を公表すること。 史跡・遺跡については、市民の財産として共有すること。
- 34.アユモドキの保護に取り組むこと。産卵場所確保のために土地を購入すること。

監査事務局関係

- 1. 監査委員は、当局の立場に立つことなく、適正な監査を行うこと。
- 2. 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について、厳しくチェックすること。
- 3. 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。
- 4. 住民監査請求は真摯に受け止め、住民目線に立って対応すること。

選挙管理委員会関係

- 1. 政治資金規正法や公職選挙法の徹底をはかること。
- 2. 期日前投票の機会を拡大するなど、投票率の向上をはかること。特に、市街地や大学などに全市一括の期日前投票所を設けること。
- (1) 岡山大学内の投票所は継続し、対象や時間の拡充を図ること。
- (2) 住民票を移動していない学生などに不在者投票制度を周知すること。
- 3. 18歳選挙権導入にかんがみ、若年層への啓発を引き続き推進すること。
- 4. 投票所のバリアフリー化を徹底すること。
- 5. 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう、適切 で必要な措置を引き続き講じること。

- 6. 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。
- 7. 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。